文字の大きさ 標準 拡大

● 色変更・音声読み上げ・ ・ ルビ振り







会見・ 報道・ お知ら せ 法 務省 の 概要 格採

政 策・ 審議 会等

申請・ 手続・ 相談窓 口



<u>トップページ</u> > <u>法務省の概要</u> > <u>組織案内</u> > <u>内部部局</u> > <u>民事局</u> > <u>戸籍</u> > 戸籍 ABC(Q6~)

戸籍ABC(Q6~)

Q6: 戸籍の記録事項証明書(戸籍謄抄本)を請求する場合, どのような手続をする必要がありますか?

戸籍謄本は、本籍のある市区町村に以下の要領により請求する必要があります。詳しくは、 請求される市区町村にお尋ねください。

- 1 請求することができる方
- (A) 戸籍に記載されている本人, 又はその配偶者(夫又は妻), その直系尊属(父母, 祖父母等)若しくは直系卑属(子, 孫等)
- (B) 自己の権利の行使又は義務の履行のために必要な方
- (例えば、亡くなった兄弟姉妹の相続人となった方が、兄弟姉妹の戸籍謄本を請求する場合等)
- (C) 国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある方
- (D) その他戸籍に記載された事項を利用する正当な理由がある方
- (例えば、成年後見人であった者が、死亡した成年被後見人の遺品を相続人である遺族に渡すため、成年被後見人の戸籍謄本を請求する場合等)
- 2 請求に必要なもの
- (1) 上記1(A)の方が請求する場合
- ア 窓口に来られる方の「本人確認」ができるもの(運転免許証, パスポート, 顔写真付きの住民基本台帳カード等)
- イ 直系親族に当たる方からの請求の際,請求された戸籍に請求者の名前が載っていない場合(例えば,婚姻によって親の戸籍から出て夫婦の新戸籍が作られた子が,親の戸籍の謄本等を請求する場合等)は,請求者が戸籍に記載されている「本人」の直系親族であること

を確認できる資料(戸籍謄本等)

- ウ 1(A)の方の代理人からの請求の場合は、1(A)の方が作成した委任状
- (2) 上記1(B)~(D)の方が請求する場合
- ア 窓口に来られる方の「本人確認」ができるもの(運転免許証, パスポート, 顔写真付きの 住民基本台帳カード等)
- イ 1(B)~(D)の方の代理人からの請求の場合は、1(B)~(D)の方が作成した委任状

※ 交付請求書の記載から請求の理由が明らかでない場合には、必要な説明を求めたり、 追加の資料の提出を求めることがあります。

▲ ページトップへ

法務省公式Twitter

■ YouTube法務省チャンネル

会見・報 道・お知ら

tt

大臣会見等

プレスリリー ス

フォトニュー ス

法務省ソー シャルメディ ア公式アカウ ント

政府調達情報

主な法務省主 催イベント

ほうむSHOW 編集局

その他のお知 らせ

法務省の概 要

> 大臣・副大 臣・政務官

法務省幹部一

組織案内

所管法令

国会提出法案 など

法務省の沿革

試験・資 格・採用 会等

司法試験

資格試験

採用試験

その他の採用 情報

政策・審議

省議・審議会 等

司法制度改革 の推進

国民の基本的 な権利の実現

刑事政策

出入国在留管 理

国を当事者と する訴訟など の統一的・一 元的処理

第14回国際 連合犯罪防止 刑事司法会議 (京都コング レス)

政策評価等

パブリックコ メント

申請・手 続・相談窓

情報公開・公 文書管理

個人情報保護

行政手続の案 内

法令適用事前 確認手続

オンライン申

相談窓口

法務省の災害 用備蓄食品の 有効活用につ いて

白書・統 計・資料

白書・統計

予算・決算

パンフレッ ト・リーフ レット・ポス ター

法務省だより あかれんが

法務図書館蔵 書検索

法令外国語訳 データベース

キッズルーム

法務資料

赤れんが棟・ 法務史料展示

新型コロナウ イルス感染症 関連情報

その他の政策・施策

法務省パン フレット

広 報誌 プライバシー ポリシー ご利用に あたって 政府関連

ご意見・ ご提案

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1 (法

Copyright © The Ministry of Justice A Right Reserved.

Q 検索

務省アクセス)

電話:03-3580-4111(代表)

法人番号1000012030001